

国民的議論なくして一方的に進められる道州制の導入に反対する意見書

我が国は、かつてない早さで少子高齢化をはじめ、大きな社会構造の変化が進んでいる。こうした中、我が国が持続的な発展を遂げ、活力に満ちた地域社会を実現するための一つの議論として、国と地方の役割分担を抜本的に見直し「新しい国のかたち」を創造する道州制の導入が提唱されている。

道州制の導入は、国、都道府県、市町村の全てを通じて、大きな改革を求めるものであり、国民の意識変化と協力がなければ、簡単に実現できるものではなく、真の地方分権社会の実現を図る観点から、国と地方が相互に信頼・協力しながら進めるものである。また、道州制は、地方分権を推進するためのものでなければならず、こうしたもとの議論されるのであれば、国の出先機関、中央府省の解体を含めた中央政府の見直しや基礎自治体の在り方は、極めて重要な要素である。とりわけ、住民サービスを担う基礎自治体においては、その再編問題や行財政基盤の強化など、国と地方が協力しながら議論を深めていくべきである。

しかしながら、現在のところ、道州制の議論においては、具体的な姿や国民に対するメリット・デメリット等について、国と地方との間で明確なイメージさえも共有されておらず、地方の意見に耳を傾けることなく、国民と地方が不在のまま、進められていると言わざるを得ない。また、「道州制への移行のための改革基本法案」が第183回国会へ提出されているが、これらの法案は、道州制導入後の国の具体的なかたちを示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっている。

よって、国民的議論なくして一方的に道州制の導入を進めることに反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年9月20日

富山県入善町議会